

指導員・担当科目表

| | 氏名 | 所属事業所名等 | 指導員の免許・資格等 | 担当科目 | 時間数 | 謝金額 | 指導旅費 |
|----|----|---------|------------|------|-----|-----|------|
| 1 | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | |
| 7 | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | |

(注 1) この表に記入するときは、裏面の注意事項を参照して下さい。

(注 2) この表は技能実習を事業主が自ら実施する場合に必要となります。登録教習機関等に委託して実施する場合は添付の必要はありません。

指導員・担当科目表について

1 提出上の注意

この指導員・担当科目表は、中小建設事業主が計画の届出を行って、建設労働者確保育成助成金（技能実習コース（経費助成・賃金助成））の助成対象となる事業を実施する場合、建設労働者確保育成助成金（技能実習コース（経費助成・賃金助成））計画届（建助様式第 2 号）に添付して下さい。

2 記入上の注意

(1) 指導員の免許・資格等

建設労働者確保育成助成金（技能実習コース（経費助成・賃金助成））計画届（建助様式第 2 号）における イ「実習内容（裏面 2（3）イの番号を選択）」が「1：建設工事における作業に直接関連する実習（2 から 8 以外のもの）」または「5：職業能力開発促進法に規定する技能検定試験のための事前講習」の場合については、指導員が、当該技能実習の内容に直接関連する職種に係る職業訓練指導員免許を有する者または 1 級の技能検定に合格した者その他これらの者と同等以上の能力を有すると認める者である必要があります。

(2) 謝金額

申請を行う企業等の役員及び従業員が講師の場合、謝金は助成対象経費となりません。

(3) 指導旅費

指導員旅費の範囲は、指導員が勤務先（勤務先のない場合は自宅）から技能実習の実施場所までの旅行に要した鉄道賃（グリーン料金を除く。）船賃（特 1 等を除く。）航空賃及びバス賃です。最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費が算定対象となります。